

繰入金の法的根拠

地方公営企業法第17条の2

(単位 円)

第1号 経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費	440,220,000	……①
第2号 効率的な経営を行っても客観的に収支均衡が困難な経費	1,733,725,000	……②

地方公営企業法第17条の3

災害の復旧、その他特別な理由による補助	96,055,000	……③
---------------------	------------	-----

平成22年度 性質別繰入金内訳

(単位 円)

	H22	備考	基準区分	法的根拠	基準の理由
企業債関係	860,342,000	償還元金及び支払利息の2/3	基準繰入	②	・民間ではない災害拠点や感染症病棟等、公立として必要な建設経費が割増となっているため
救急等 政策医療関係	670,987,000		基準繰入		
(内訳)	394,833,000	救急医療確保対策経費	基準繰入	①	・市の施策として実施するため
	45,387,000	公衆衛生活動及び医療相談経費	基準繰入	①	・市の施策として実施するため
	82,114,000	高度特殊医療(感染症医療等)	基準繰入	②	・民間では提供が困難な不採算医療であるため
	8,354,000	リハビリテーション医療	基準繰入	②	・急性期病院では提供が困難な医療であるため
	140,299,000	小児・周産期医療経費	基準繰入	②	・民間では提供が困難な不採算医療であるため
法定福利関係	330,638,000	共済追加費用、基礎年金拠出金、こども手当(児童手当)	基準繰入	②	・公営企業へ移行する以前にかかる経費のため、現在の公営企業が負担すべきでない経費であるため
増資関係	227,367,000	医療機器購入補助 新病院建設補助	基準繰入	②	・企業として新たな設備投資を行うため
医師等研修	84,611,000	研修医指定病院	基準繰入	②	・地域の医療水準を維持するため、研修医指定病院として必要な経費であるため
臨時的経費	96,055,000	退職手当相当分補助 現病院後利用者募集に係る人件費 独立行政法人化への準備経費	基準外繰入	③	・人事異動や組織運営に係る経費で市が負担すべき経費であるため
合計	2,270,000,000				